

長野市の若者に関する計画 (答申案)

令和8年1月
長 野 市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
(4) 計画の対象	1
第2章 計画策定の背景	2
1 関連法令の動向	2
(1) こども基本法（令和5年4月施行）	2
(2) こども大綱（令和5年12月閣議決定）	3
(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）	4
2 長野市の若者の状況	5
(1) 人口・世帯	5
(2) 就労の状況	6
(3) 結婚の状況	7
(4) 自殺の状況	8
3 若者へのアンケート調査	9
(1) アンケート調査の概要	9
(2) アンケート調査結果の概要	10
4 若者や支援団体の意見聴取	16
(1) 意見聴取の概要	16
(2) 働く若者によるワークショップでの主な意見	17
(3) 支援等実施団体へのヒアリングでの主な意見	18
(4) 学生と市長との意見交換会での主な意見	20
(5) ライフデザインワークショップでの主な意見	21
5 若者を取り巻く課題と必要な支援	22
(1) ライフプラン形成と実現に向けた支援について	22
(2) 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進について	23
(3) 就労への支援について	24
(4) 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援について	25
(5) 関係機関との連携や情報発信について	26
第3章 計画の基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本的な視点	27
3 施策体系	28

第4章 施策の展開	29
施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援	29
施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参加の促進	31
施策3 就労への支援	33
施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援	35
施策5 関係機関との連携や情報発信	37
第5章 計画の進捗管理	38

第1章 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、青年期の若者を支援する取組や修学・ライフデザイン、就労など、様々な分野で事業を実施しており、新たに若者に関する計画を策定することで、若者施策を体系的に整理し、ライフステージに応じた施策の展開につなげるとともに、子どもから若者、大人となっていく過程で必要な支援が途切れない体制をとれるよう、支援を充実するものです。

(2) 計画の位置づけ

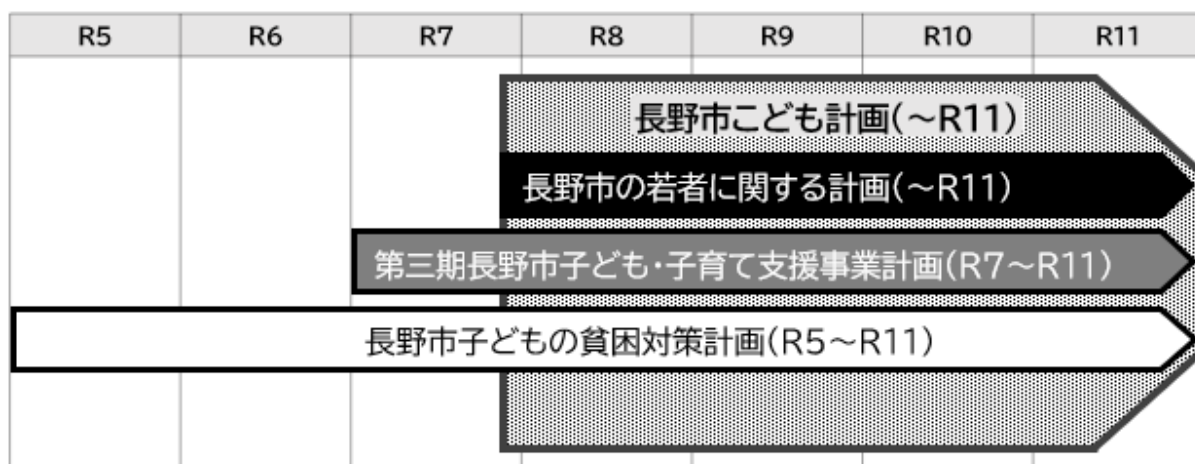
こども基本法では、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めることとされており、また、市町村こども計画においては、少子化対策、子ども・若者育成支援推進施策、子どもの貧困対策の推進に関する施策を定めることとされています。

本計画は、こども大綱に掲げる施策のうち、若者に関する施策を掲げる計画とし、本市において、策定済みの長野市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策行動計画を含む）及び長野市子どもの貧困対策計画と併せて、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけるものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年2月から令和11年度までとします。

【こども計画を構成する三つの計画】



(4) 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳から39歳までの若者とします。

第2章 計画策定の背景

1 関連法令の動向

(1) こども基本法（令和5年4月施行）

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

■こども基本法における六つの基本理念

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めたものです。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めることとされています。

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

○こどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

○20代、30代を中心とする若者が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて活躍することができる
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の元で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会である。

(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成 22 年 4 月施行）

子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

■子ども・若者育成支援推進法における七つの基本理念

- 1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること
- 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること
- 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと
- 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む）の整備その他必要な配慮を行うこと
- 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと
- 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと

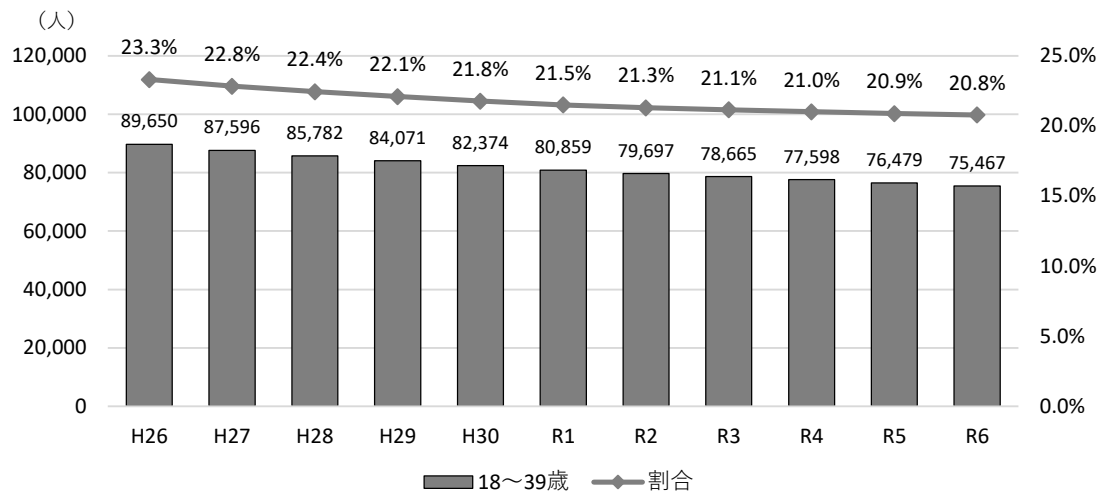
2 長野市の若者の状況

(1) 人口・世帯

① 人口

本市の18～39歳人口は減少が続いており、平成26年から令和6年までの10年間で14,183人（15.8%）減少しています。総人口に対する割合も低下していますが、低下幅は鈍化傾向が見られます。

■18～39歳人口・割合の推移（住民基本台帳）

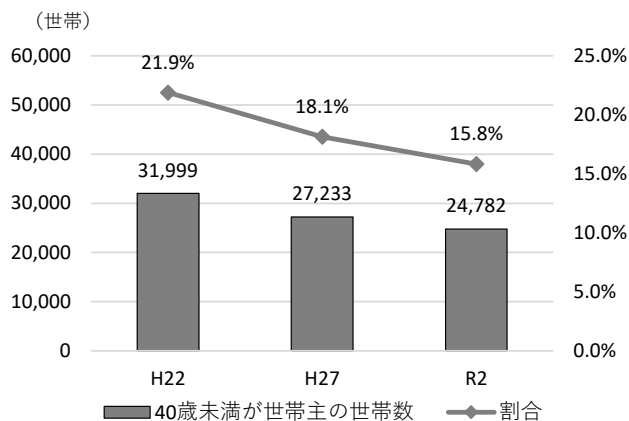


出典：住民基本台帳

② 世帯

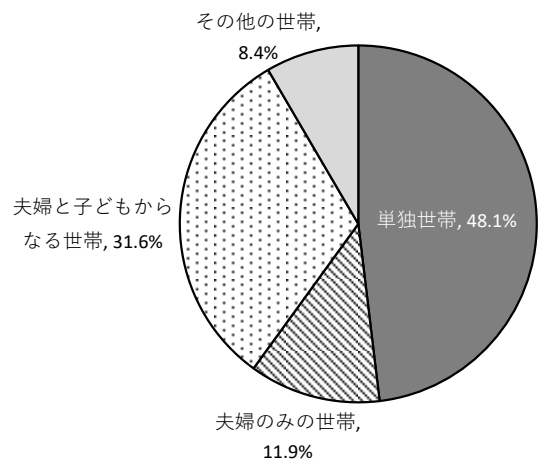
40歳未満が世帯主の世帯数は減少し、一般世帯数に対する割合も低下しています。40歳未満が世帯主の世帯の世帯構成は、単独世帯が約5割を占め、夫婦のみ世帯は約1割、夫婦と子どもからなる世帯は約3割となっています。

■40歳未満世帯主世帯数・割合の推移



出典：国勢調査

■40歳未満世帯主世帯の世帯構成（R2）



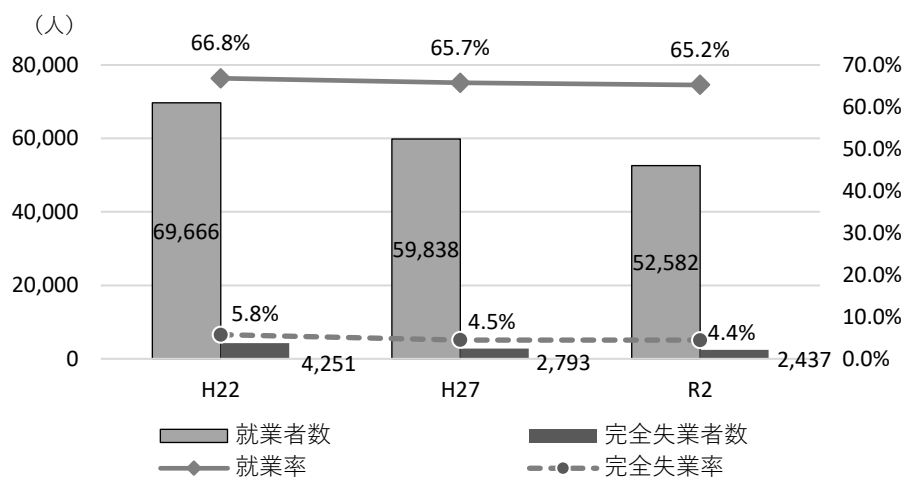
出典：国勢調査

(2) 就労の状況

① 就業・失業

人口減少に伴い、40歳未満の就業者数及び完全失業者数は減少していますが、就業率、完全失業率も低下しています。

■40歳未満の就業者数（率）・完全失業者数（率）の推移

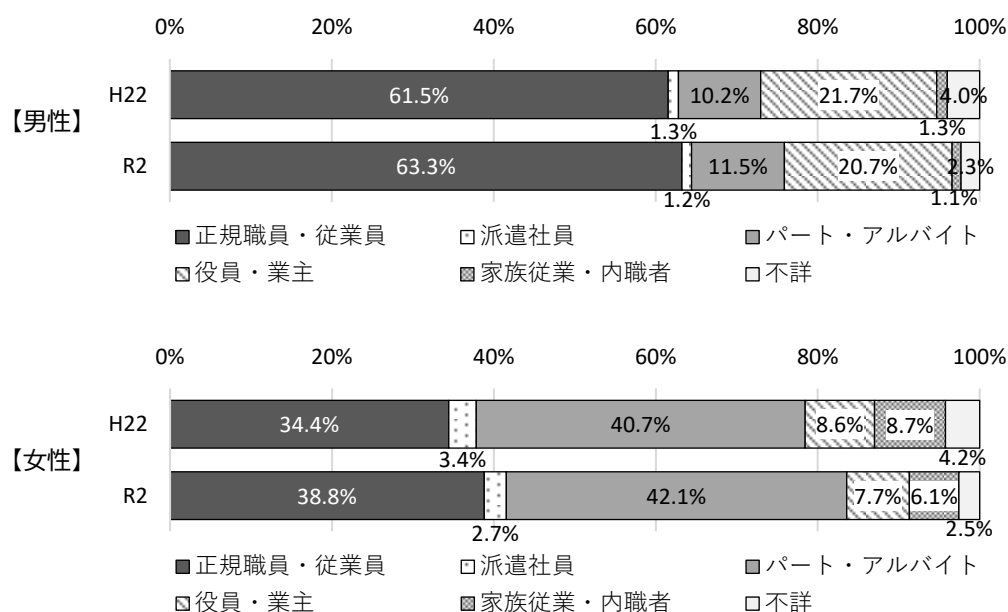


出典：国勢調査

② 従業上の地位（全年齢）

従業上の地位の変化を見ると、令和2年は、10年前の平成22年と比べ、男女ともに正規職員・従業員の割合が増加しており、特に女性で大きく増加しています。

■性別・従業上の地位の割合の推移

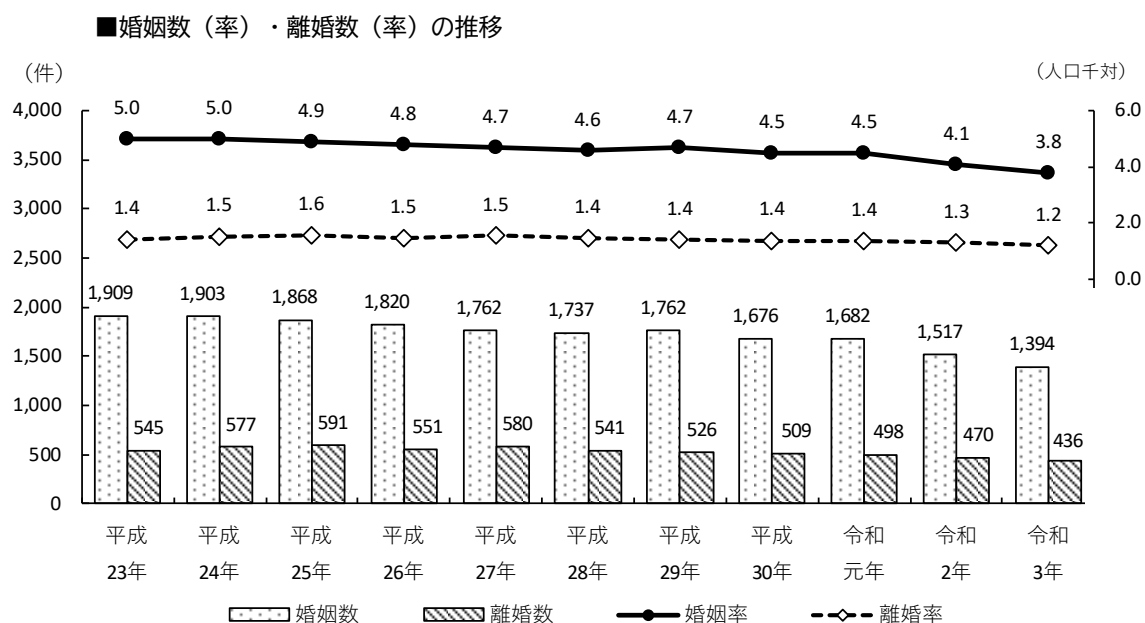


出典：国勢調査

(3) 結婚の状況

① 婚姻・離婚

40歳未満人口の減少に伴い、婚姻数、離婚数ともに減少傾向が見られます。また、40歳未満人口の総人口に対する割合が低下してきており、婚姻率（人口千人当たりの年間婚姻件数）及び離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）ともに低下しています。



出典：人口動態調査

② 未婚率

性別・年齢別の未婚率の推移を見ると、男性、女性ともに、35～39歳を除いた全ての年代で未婚率が上昇しています。

■性別・年齢別未婚率の推移

	男性			女性		
	平成22年	令和2年	差	平成22年	令和2年	差
15-19歳	99.5%	99.7%	0.2	99.3%	99.7%	0.4
20-24歳	92.9%	93.4%	0.5	88.7%	90.9%	2.2
25-29歳	69.3%	69.7%	0.4	59.7%	61.1%	1.4
30-34歳	43.9%	45.9%	2.0	33.0%	35.1%	2.1
35-39歳	33.3%	32.7%	△0.6	22.0%	21.8%	△0.2
40-44歳	26.0%	27.2%	1.2	16.0%	18.4%	2.4
45-49歳	19.6%	25.5%	5.9	10.9%	16.3%	5.4
50-54歳	16.0%	22.4%	6.4	7.5%	14.2%	6.7
50歳時未婚率	16.5%	23.9%	7.4	8.9%	14.9%	6.0

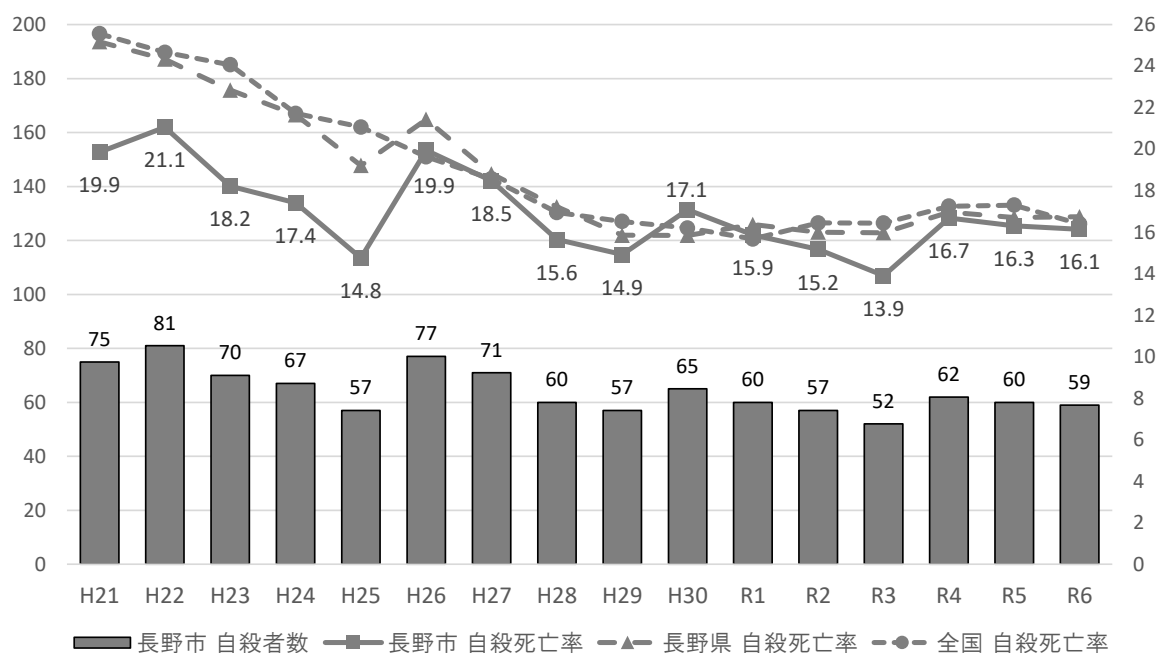
出典：国勢調査

(4) 自殺の状況

① 自殺者数・自殺死亡率

本市の自殺者数は、平成 21 年以降、減少傾向が見られ、近年は 60 人前後で推移しています。自殺死亡率（人口 10 万人当たりの年間自殺者数）の推移をみると、平成 25 年までは全国や県と比べて低く抑えられていましたが、平成 26 年以降は、全国、県と同水準で推移しています。

■長野市の自殺者数と自殺死亡率の推移

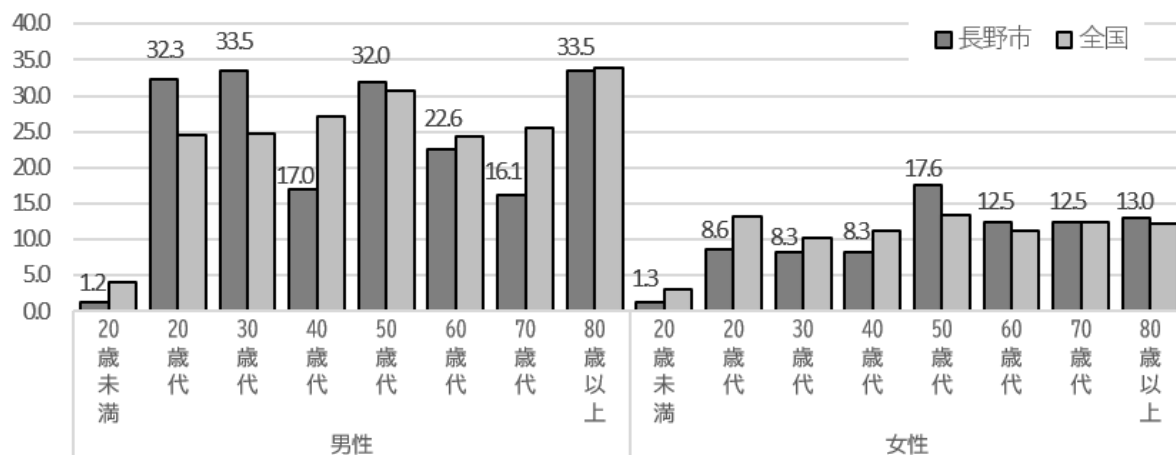


出典：厚生労働省

② 自殺死亡率（性別・年齢別）

本市の性別・年齢別自殺死亡率を全国と比べると、男性の 20 歳代、30 歳代で全国と比べて特に高くなっています。

■長野市の自殺死亡率(2019～2023 男女別、年代別)



出典：地域自殺実態プロフィール 2024

3 若者へのアンケート調査

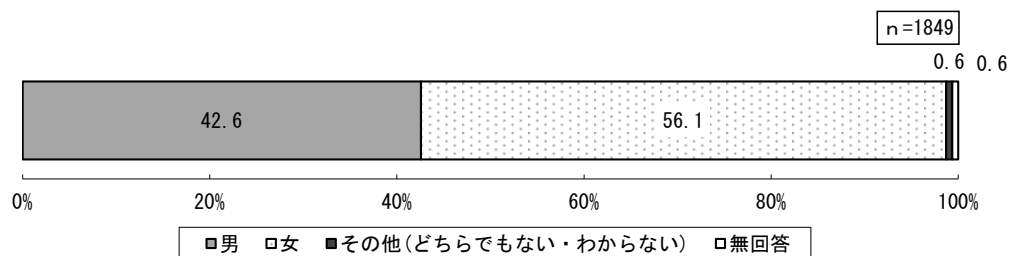
(1) アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、長野市における若者の状況や支援に関するニーズなどを把握するため、住民基本台帳の中から無作為に抽出した満 15～39 歳の方を対象に調査を実施しました。

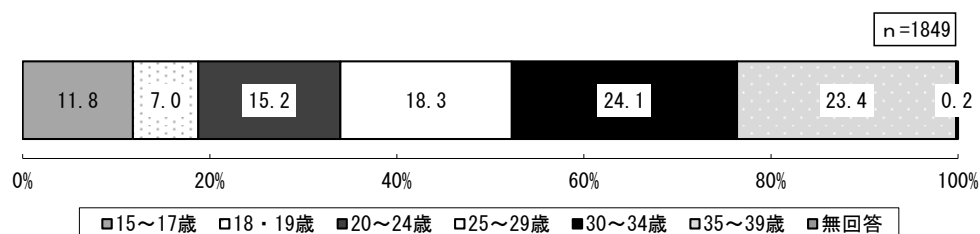
調査対象	市内在住の満 15～39 歳
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送・インターネット
調査期間	令和 7 年 5 月 7 日～5 月 20 日 (インターネットのみ 5 月 27 日まで実施)
回収状況	配布数：6,000 票 回収数：1,849 票 回収率：30.8%

回答者属性

■性別



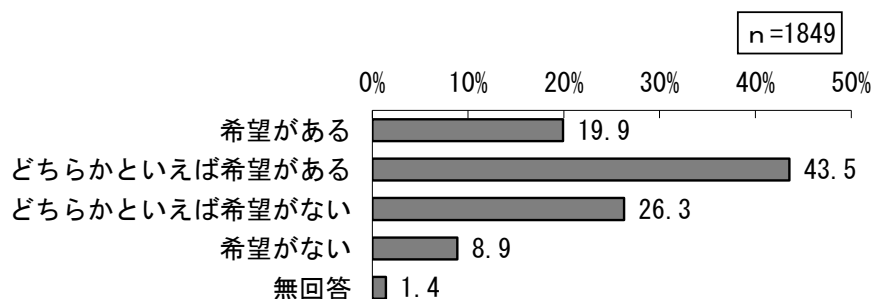
■年齢



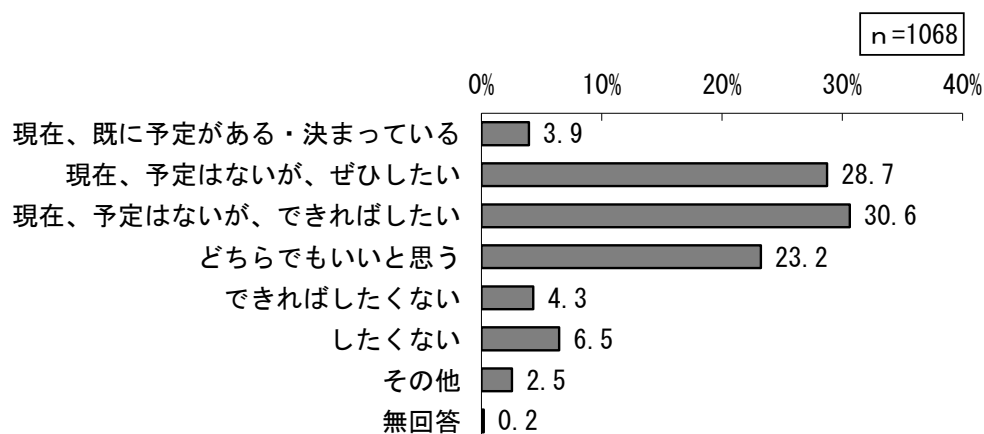
(2) アンケート調査結果の概要

①ライフプランについて

自分の将来について明るい希望を持っているかでは、35.2%が『将来に明るい希望がない』（「どちらかといえば希望がない」＋「希望がない」）と回答しています。

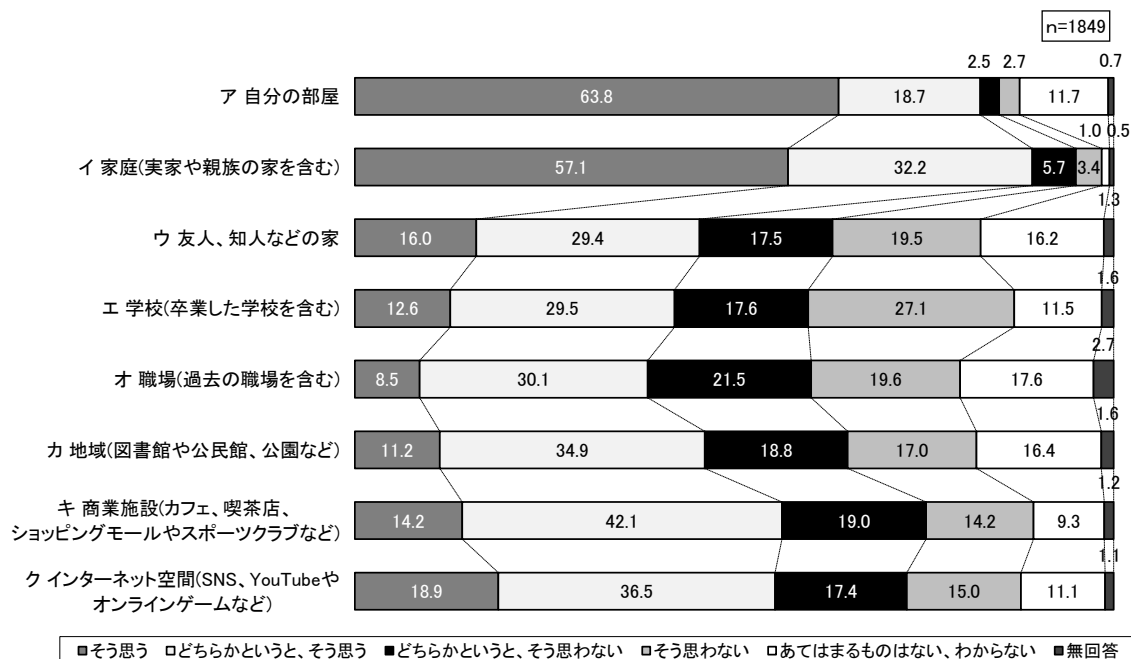


また、今後、結婚したいと思うかでは、63.2%が『結婚の意向』（「現在、既に予定がある・決まっている」＋「現在、予定はないが、ぜひしたい」＋「現在、予定はないが、できればしたい」）を示しています。

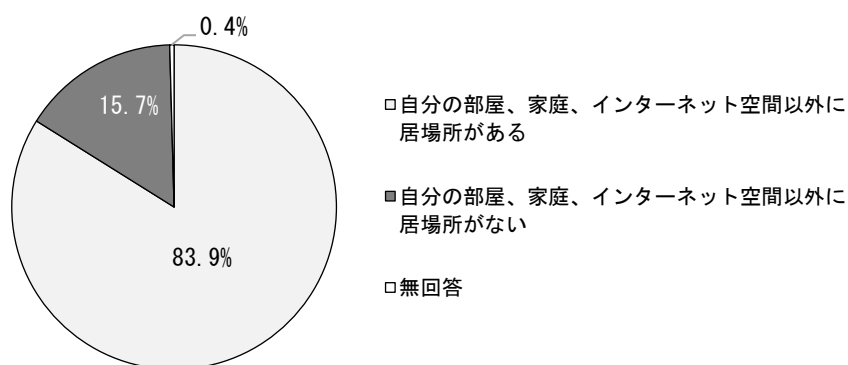


②居場所について

今の自分にとって居場所だと思う場所について、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかという」と、そう思う）では、「イ 家庭（実家や親族の家を含む）」が89.3%と最も高くなっています。次いで「ア 自分の部屋」（82.4%）、「キ 商業施設（カフェ、喫茶店、ショッピングモールやスポーツクラブなど）」（56.3%）と続きます。



一方で、「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感ずる場所がない人が15.7%います。



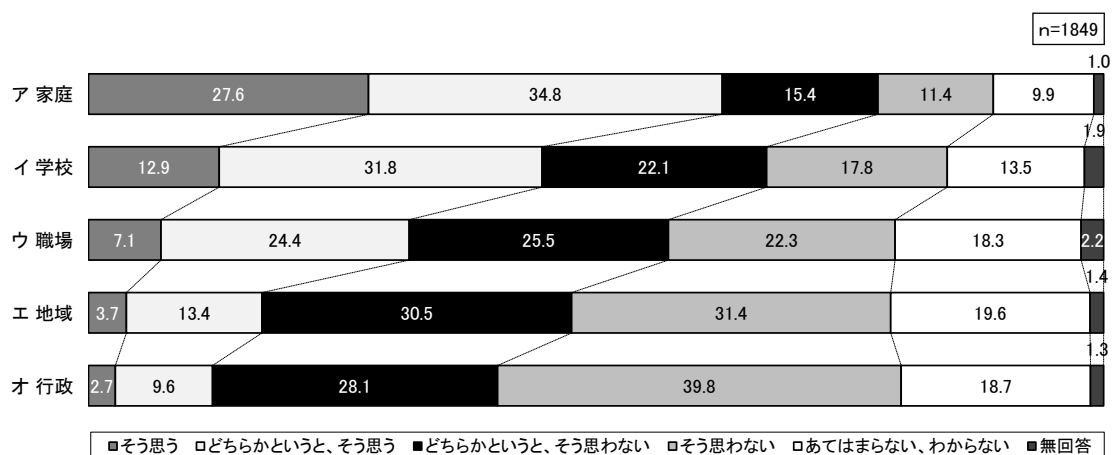
※ 「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感ずる場所がない人

「自分の部屋」、「家庭」、「インターネット空間」以外の場所（「友人、知人などの家」、「学校」、「職場」、「地域」、「商業施設」）をそれぞれ居場所と思うかについて、いずれも「そう思う」、「どちらかというと思う」を選ばなかった人

③意見の尊重について

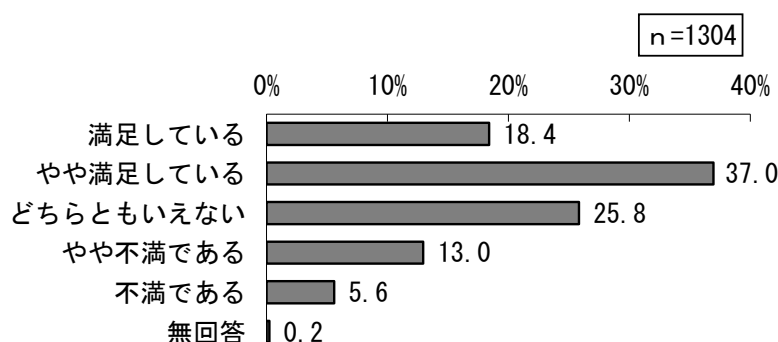
若者の意見が尊重されていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかという、そう思う」）では、「ア 家庭」が62.4%と最も高くなっています。次いで、「イ 学校」（44.7%）、「ウ 職場」（31.6%）と続きます。

一方で、『思わない』（「どちらかという、そう思わない」＋「そう思わない」）では、6割以上の人が地域や行政で若者の意見が尊重されていると『思わない』と回答しています。

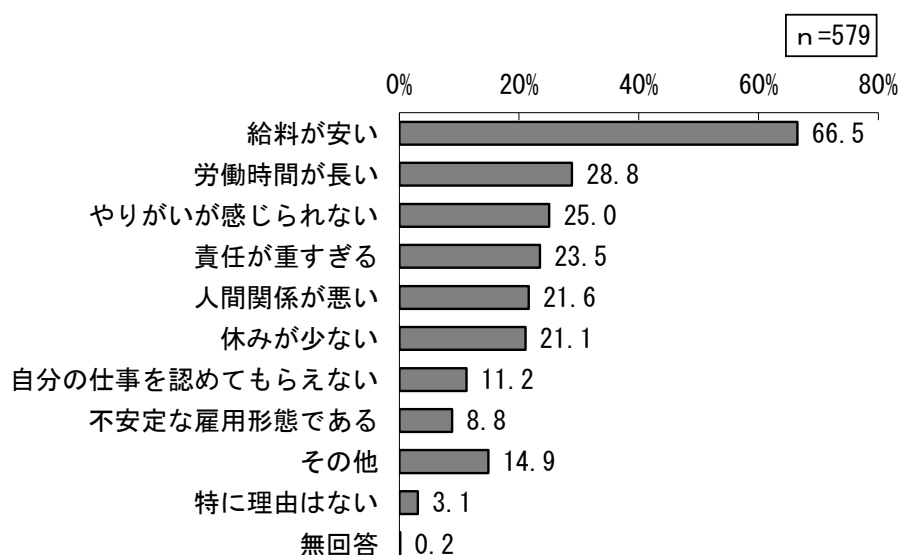


④就労について

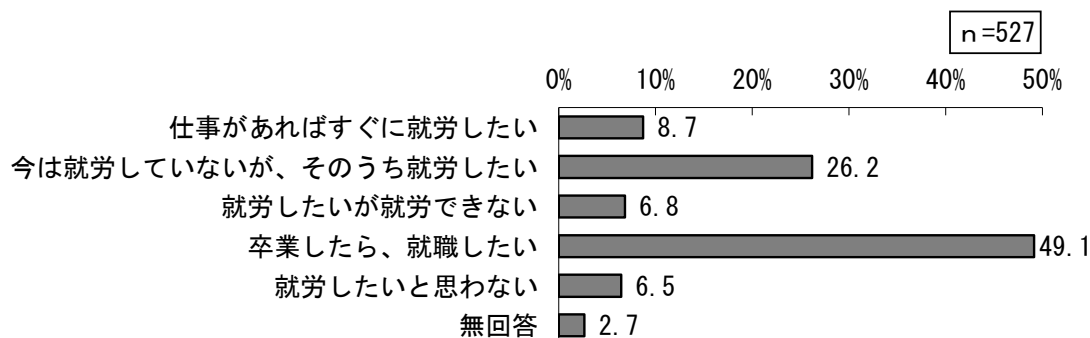
現在の仕事に満足しているかでは、44.4%が『満足していない』（「どちらともいえない」＋「やや不満である」＋「不満である」）と回答しています。



仕事に『満足していない』理由としては、「給料が安い」が66.5%と最も高く、次いで「労働時間が長い」（28.8%）、「やりがいを感じられない」（25.0%）、「責任が重すぎる」（23.5%）、「人間関係が悪い」（21.6%）、「休みが少ない」（21.1%）となっています。

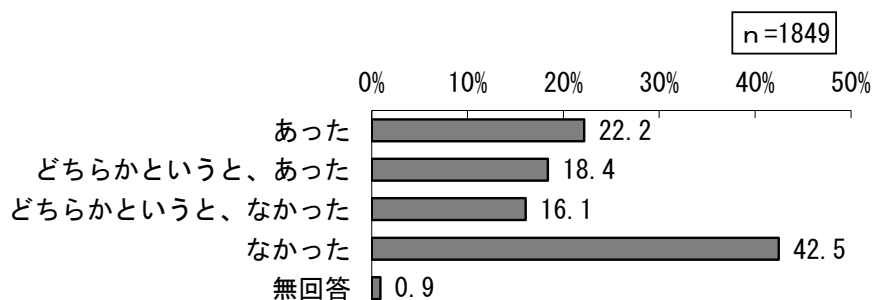


また、現在、就労していない人の今後の就労意向について見ると、90.8%が『就労意向』（「仕事があればすぐに就労したい」＋「今は就労していないが、そのうち就労したい」＋「就労したいが就労できない」＋「卒業したら、就職したい」）を示しています。

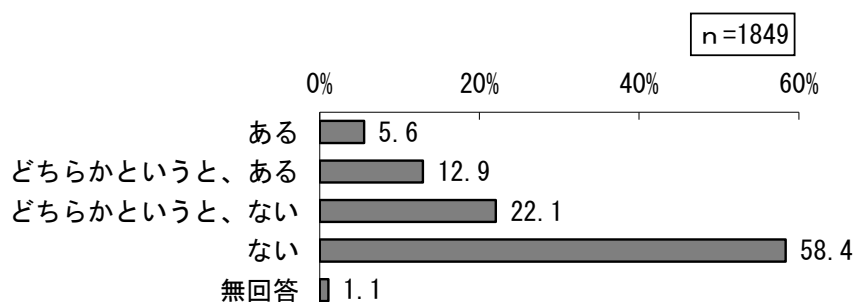


⑤困難な状況について

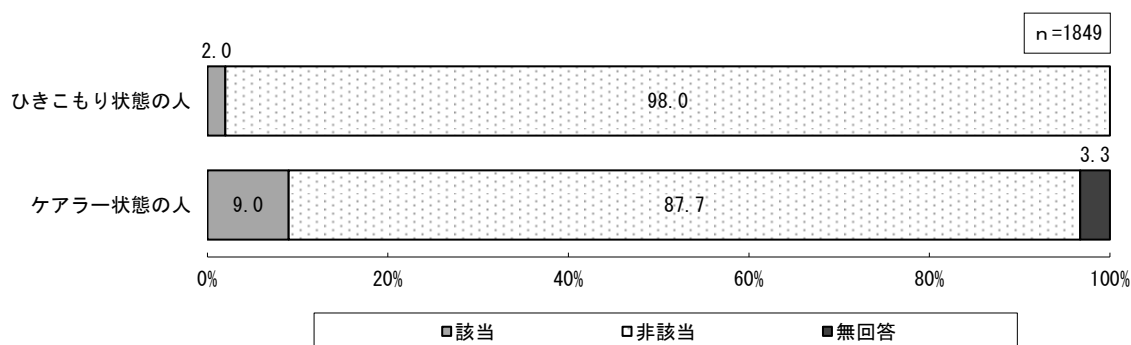
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験では、40.6%が『あった』（「あった」＋「どちらかというと、あった」）と回答しています。



現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況にあるかどうかでは、18.5%が『ある』（「ある」＋「どちらかというと、ある」）と回答しています。



また、調査結果から、ひきこもり状態にある人、ケアラー状態にある人を算出すると、ひきこもり状態にある人が2.0%、ケアラー状態にある人が9.0%となっています。



※ひきこもり状態

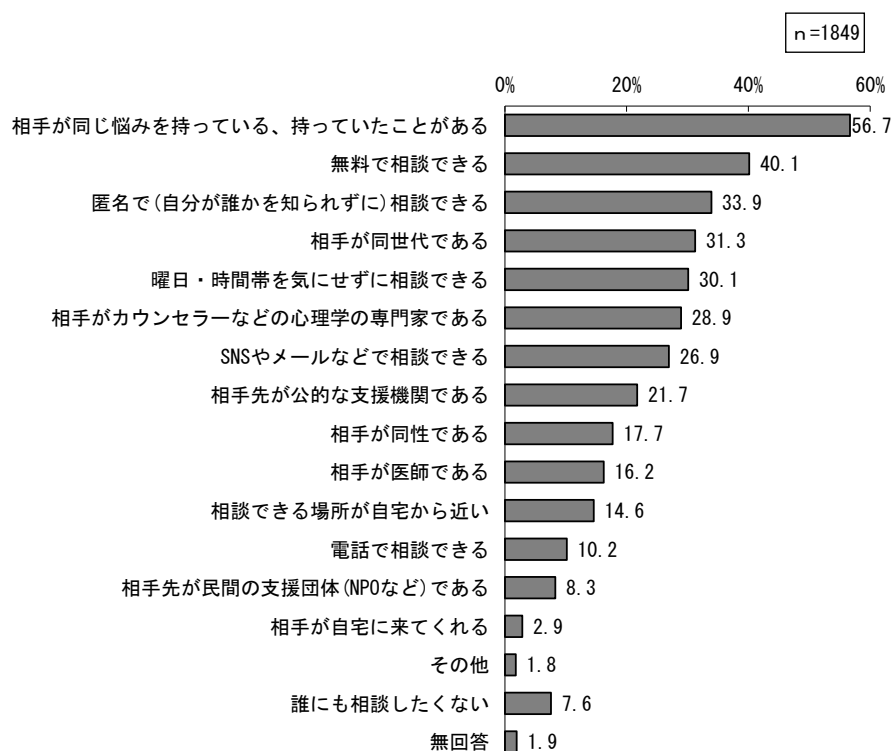
ほとんど外出しない状況が半年以上続き、その理由が妊娠・出産や仕事、身体的病気や統合失調症以外の人

※ケアラー状態

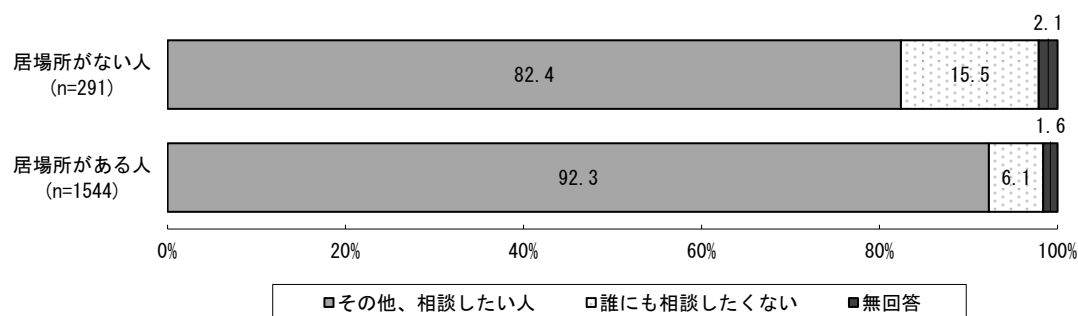
現在、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」、「障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」等の状態にある人

⑥相談先について

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき、「誰にも相談したくない」と回答した人が7.6%います。



また、自分の部屋、家庭、インターネット空間以外に居場所がない人では、そうでない人に比べ、「誰にも相談したくない」の割合が9.4ポイント高くなっています。



⑦情報発信について

「あなたの希望を実現するために、また、あなたが明るい希望を持てるように、行政や周りの人などに、どのような手助けをしてほしいか」(自由記載)について、情報発信に関し、「様々な制度や仕組みがあっても、知らない、使い方が分からないと何もできないので、調べやすい、聞きやすい仕組みづくりをしてほしい」「相談窓口について、既に存在していても、認知度が低い」と回答した人がいます。

4 若者や支援団体の意見聴取

(1) 意見聴取の概要

計画策定に当たり、計画の当事者である若者及び若者を支援する関係団体等に対し、若者の状況や課題、施策に対する意見等をお聞きしました。

① 働く若者によるワークショップ

目 的	若者の現状や希望の把握、市の若者施策の課題点の洗い出し、改善策の提案 など
対象・人数	40 歳未満の若者 14 名
日時・場所	令和 7 年 8 月 5 日 午後 4 時～ 長野市役所

② 若者が対象となる支援等を実施する団体へのヒアリング

目 的	若者の現状や支援状況、ニーズの把握、市の若者施策の課題点の洗い出し、改善の希望の聞き取り など
対象団体	5 団体 ・ h a n p o (子ども・若者支援) ・ 北信子ども・若者総合相談センター (子ども・若者支援拠点) ・ わかさぼ B a s e (若者支援拠点) ・ ながの若者サポートステーション (就労支援) ・ まいさぼ長野市 (生活困窮者自立支援、就労支援)
実施期間	令和 7 年 7 月下旬～ 8 月上旬 (順次)

③ 市長と学生の意見交換会 (次期長野市総合計画策定に係る意見聴取を参考とするもの)

目 的	若者の現状や希望の把握 など
対象団体	大学等高等教育機関の学生 15 名 ・ 信州大学 (教育学部・工学部) ・ 長野県立大学 ・ 清泉大学 ・ 長野保健医療大学 ・ 長野工業高等専門学校 ・ 長野美術専門学校 ・ 信州スポーツ医療福祉専門学校 ・ 岡学園トータルデザインアカデミー
日時・場所	令和 7 年 8 月 19 日 午後 4 時 30 分～ 清泉大学長野駅東口キャンパス

④ ライフデザインワークショップ (企画政策部実施の意見聴取を参考とするもの)

目 的	若者の現状や希望するライフデザインの把握 など
対象団体	16～30 歳の若者 (高校生～若手社会人) 11 名
日時・場所	令和 7 年 8 月 2 日 午後 2 時～ R - D E P O T 3 日 午後 1 時～ 清泉大学長野駅東口キャンパス

(2) 働く若者によるワークショップでの主な意見

① ライフプランについて

- ・市で結婚支援を実施しているが、個人間の結婚について介入することは難しい。
- ・出会いの場が少ない、仕事関係など限られている。
- ・キャリアを考えると自然に晩婚化になる。結婚だけでなくライフプラン全体で考える必要がある。
- ・ライフプランを描いたあと、一歩踏み出す、実現するための支援が必要

② 学ぶ機会、居場所、社会参画について

- ・進学に伴う教育費の負担が大きい。
- ・ボトムアップの支援だけでなく、トップの英才教育も重要
- ・学校では学べないスキルを得る機会、ICT習得、AI活用等をeラーニングで学べるシステムがあるとよい。
- ・デザインスキルはどの仕事でも大事なもので、幅広くデザインを学習するための支援をしてはどうか。
- ・若者の地域交流の場が少ない。地域住民と交流する場を設ける。
- ・若者主体のコミュニティ創出、同世代でのイベントの開催
- ・地域への愛着を持てるような取組

③ 就労について

- ・起業家精神を持つ若者が少ないように感じる。
- ・地元企業を若者に知ってもらう機会が少ない。
- ・一つの企業に長く勤めて貢献することに対する支援も必要

(3) 支援等実施団体へのヒアリングでの主な意見

① 学ぶ機会、居場所について

- ・子どもの頃から能動的に決定する経験や訓練が必要
- ・ファイナンシャルプランニングなどお金に関する教育が必要
- ・福祉的要素が強いと、自分は行政からの支援が必要な人間と認識することになり、抵抗感を持つ若者も多い。
- ・ひきこもりであっても、イベントへの参加ならできることもあるので、きっかけづくりが大事
- ・生活圏内で気軽に来訪できる拠点があるとよい。公共交通機関で行けるところがよい。
- ・居場所へ行くための送迎があるとよい。
- ・仲間づくりをするには、サードプレイスは本人が選んだほうがよい。
- ・必要なことは、安心できること、話しやすい支援者がいること、特定のグループの場所にしないこと
- ・新たなものをつくるよりも、既存のものにトッピングをするのがよい。

② 就労について

- ・支援においては、自立（ひとり立ち）ではなく、自律（助け合いながら生きていく）を目指している。
- ・自分にできること、できないことを理解すること（自己理解）の手助けをし、その人に合った仕事とマッチングをしている。自己理解ができていないとミスマッチが起こる。
- ・それぞれのニーズに応えることができるよう、就労体験ができる場をたくさん用意できるとよい。
- ・出口（就職先）を充実させるべき。就職先として協力してもらえる事業所を開拓する体制を強化したい。
- ・本人の自立する力を後押しする、足掛かりを見つける手伝いをするなど個々に応じた対応が必要

③ 相談体制について

- ・場所よりも、そこにいる人が重要、拠点があっても、信頼できる人がいないと、支援につながらない。
- ・人員と資金が足りない。面談の予約がいっぱいですぐには対応できない。訪問の時間がとれない。
- ・総合相談窓口のような拠点がハブとなり、個別の支援先につながるとよい。拠点には専門家を配置してほしい。
- ・相談員と相談者だと上下関係を感じてしまう。お店とお客さんのようなフラットな関係が心地よいのでは。例えば、カフェや図書館に併設されている場所のような相談窓口らしくないものがよい。
- ・ひきこもり支援等は長期にわたるので、異動などで人が変わってしまうことのない仕組みが必要
- ・ライトな相談は、A I に任せるなど工夫ができるとよい。
- ・困難を抱える若者の相談に応じる相談員が公民館を巡回するなどの取組があるとよい。本人の生活圏内に行くことが重要
- ・家族からの相談も多く、まずは家族と話をしながら、当事者とつながるきっかけをつくっていく。
- ・家族には、本人の状態を客観的に捉えてもらえるよう、アセスメントを用いている。
- ・親子関係に問題があるケースが多いため、双方への支援をしていく必要がある。
- ・自分がケアラーだと気づいていないケースも多い。家事支援だけではなく、本人のためのケアが必要
- ・本気で自殺を考えてしまう人に対しては、専門的なアプローチが必要なため、心理士や保健師などの専門家を拠点に配置してほしい。

④ 関係機関との連携や情報発信について

- ・支援者同士で情報共有などの連携がとれる仕組みが必要
- ・支援団体間のつながりが薄いと感じるケースがある。
- ・必要とする人に支援の情報が届くよう、若者支援のホームページを作成するなど、見える化してほしい。
- ・居場所となる場所は、民間も含めると既にたくさんあるが、分かりにくい。見える化することが必要
- ・必要とする人に支援の情報が届いていないこともあり、周知が課題

(4) 学生と市長との意見交換会での主な意見

① 居場所、社会参画について

- ・ 地域とのつながりや関わりを持っていたい。地域のイベントに関わりたい。
- ・ 地元貢献したい。
- ・ 人とのつながりがたくさんある人になりたい。
- ・ これからの子どもたちにも地元を好きになってほしい。
- ・ やりたいことをやりたいと言えるまちに住みたい。
- ・ 同じモチベーションで頑張る人が周りにいるまちに住みたい。
- ・ 自分がやりたいことを応援してくれる人が周りにいるまちに住みたい。
- ・ 人との関わりや地域とのつながりがあるまちに住みたい。
- ・ 住んでいる人が外に出たくなるようなまちに住みたい。
- ・ 仕事や家庭だけでなく、サードプレイスも充実したまちに住みたい。
(若者の居場所として、図書館、カフェ、ショッピング施設、カラオケ、映画館などがあるまち)
- ・ 安心して暮らせるまちに住みたい。

② 就労について

- ・ 好きなことを仕事や収入につなげたい。
- ・ 仕事をしながら心にゆとりを持ってプライベートも楽しみたい。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを大切にしたい。
- ・ 学生時代に学んだことを生かした仕事に就きたい。
- ・ 自分のやりたい仕事をやって、妥協しない悔いのない人生を送りたい。

(5) ライフデザインワークショップでの主な意見

① どんなシーンでライフデザインに興味を持つか

- ・ 家族や身内など身近な人の話を聞いたとき
- ・ 学校でライフデザインの講義を受けたとき
- ・ 同世代の行動を見聞きしたとき
- ・ 家族に変化があったとき
- ・ 先輩からアドバイスをもらったとき
- ・ SNSのショート動画を見たとき

② どんな情報ならライフデザインに興味を持てるか

- ・ 家族や身内の体験談など、リアルな話の方が信頼・安心できる。
- ・ 危機感をあおりすぎないことも大切
- ・ 選択肢が増え、多様化している社会の中で、どんな仕事があるか、どんなライフスタイルがあるかなど、選択肢を知りたい。
- ・ 等身大の人の例を知りたい。

③ どんなコンテンツで情報を届けたいか

- ・ 講演会、イベント、グループワーク
- ・ 座談会、経験者に相談できる機会
- ・ SNS、動画配信などのツールが効果的

5 若者を取り巻く課題と必要な支援

(1) ライフプラン形成と実現に向けた支援について

【アンケート調査結果や統計データから見える課題】

3割超の人が将来に明るい『希望がない』と回答しています。また、男女とも未婚率が上昇していますが、6割以上の人が結婚の意向を示しています。

【ワークショップで出された意見】

選択肢が増え多様化している社会の中で、どんな仕事があるか、どんなライフスタイルがあるかなど選択肢を知りたいという意見や、キャリアを考えると自然に晩婚化になる、結婚はライフプラン全体で考える必要があるといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

ライフプランについて考えたり、学んだ経験がある人ほど将来への希望を持てる傾向が見られることから、ライフプランについて考え、学ぶ機会の確保・充実が必要です。また、結婚についてはライフプラン全体における選択肢の一つとして考える機会の提供が必要です。

(2) 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進について

【アンケート調査結果から見える課題】

「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感じる場所がない人が一定数いることがうかがえます。また、6割以上の人地域や行政で若者の意見が尊重されていると『思わない』と回答しています。

【ワークショップや意見交換会、支援団体から出された意見】

若者によるワークショップでは、進学に伴う教育費の負担が大きいという意見や、学校では学べないスキルを得る機会が必要といった意見が出されました。

若者との意見交換会では、人とのつながりがたくさんある人になりたいという意見や、仕事や家庭だけでなく、サードプレイスも充実したまち（居場所として、図書館、カフェ、ショッピング施設、カラオケ、映画館などがある）に住みたいといった意見が出されました。また、地域とのつながりや関わりを持っていたいという意見や、地元に貢献したいといった意見が出されました。

支援団体からは、福祉的要素や行政色が強いと抵抗感を持つ若者が多いという意見や、民間で多くの居場所を提供しているが分かりにくいという意見、既存の場所を活用していけばよいといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

経済状況等にかかわらず修学できる機会を提供するほか、民間団体等と連携し、若者が自分らしく安心して過ごせ、地域とのつながりを持ちながら多様な学びや体験をし、主体的に活動できる場を確保するとともに、そういった場所の情報が若者に届くよう、周知に力を入れることが必要です。

また、様々な場面や機会を通じて、若者の意見を聞き、施策に反映していく仕組みづくりを進めるとともに、自分たちの未来や必要な取組について考え、話し合い、実現に向け主体的に活動することへの後押しや若者が地域や行政に参画しやすい環境をつくる必要があります。

(3) 就労への支援について

【アンケート調査結果から見える課題】

現在、就労していない人の約9割が就労意向を示しています。また、現在の仕事に『満足していない人』が4割以上おり、その理由は「労働時間が長い」が約3割、「休みが少ない」が約2割となっています。

【ワークショップで出された意見】

起業家精神を持つ若者が少ないという意見や、地元企業を若者に知ってもらう機会が少ないという意見、一つの企業に長く勤めて貢献することに対する支援も必要といった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

就職に関する情報のほか、地元企業について知る機会を提供するとともに、様々な就労体験の場やマッチングの機会の充実や起業への支援をすることにより、本人が持つ能力を理解し、生かすことができるよう、後押しする取組が必要です。

また、若者の価値観に沿った柔軟で多様な働き方ができる職場環境づくりの促進が必要です。

（４）若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援について

【アンケート調査結果や統計データから見える課題】

社会生活や日常生活を円滑に送れない経験がある人は約４割、現在、そのような状況にある人は２割弱おり、そうした人は自己肯定感や有用感が低く、将来に希望を持ちにくい傾向が見られます。また、社会生活や日常生活を円滑に送れない状態になっても誰にも相談したくないと考える人が１割弱いることが分かりました。ひきこもりやケアラー状態の人は一定数いますが、周囲の人に相談できていないなど潜在化しているケースも危惧されます。

本市の自殺者数は減少傾向にあるものの自殺死亡率は横ばいで推移しているほか、男性 20～30 歳代の自殺死亡率は全国と比べて高くなっています。

【支援団体から出された意見】

総合相談窓口のような拠点がハブとなり、個別の支援先につながるとよいという意見や、拠点には専門家を配置してほしいという意見、本人だけでなく家族支援も重要であるという意見、ひきこもりであっても、イベントへの参加ならできることもあるので、きっかけづくりが大事といった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

困難な状況にある人の実態把握を進めるとともに、若者やその家族が相談しやすい場を提供し、個々の課題解決や社会参加を後押しするために、適切な支援機関につなぐ包括的な支援体制が必要です。

（５）関係機関との連携や情報発信について

【アンケート調査結果から見える課題】

制度があっても知らないと利用できないため、調べやすい仕組みづくりをしてほしいという意見が出されました。

【支援団体から出された意見】

支援者同士で情報共有などの連携がとれる仕組みが必要という意見や、制度があっても使えると知らない若者も多いため情報の見える化が必要という意見、必要とする人に支援の情報が届いていないこともあり周知が課題と感じているといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

関係機関と連携し、それぞれの強みや専門性、ネットワークなどを生かした包括的な体制を整備する必要があります。

また、支援を必要とする若者やその家族に必要な情報が届くよう情報を整理し、SNSやウェブサイトなど若者がアクセスしやすい媒体を通じて、積極的な情報発信をする必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念（目指す姿）を以下のとおり設定します。

若者が社会の一員として、多様な価値観や個性が尊重され、
安心して自らの未来を描けるまちの実現

若者が、社会や地域の中で人とつながり支え合うことで豊かな人間性を育み、一人ひとりが、それぞれの価値観や個性を大切にしながら安心して未来を描き、自分らしく幸せに暮らすことへの希望が持てるまちの実現を目指します。

2 基本的な視点

本計画を推進するに当たっての視点（基礎となる考え方）を以下のとおりとします。

視点1 若者の権利の保障と最善の利益

若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた取組を推進します。

視点2 若者のウェルビーイングの向上

将来にわたり若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らしていくことを支えます。

視点3 若者の多様な価値観や考え方の尊重

若者の多様な価値観や考え方を前提とし、その人格や個性を尊重し、自分らしく健やかに成長していけるよう支えます。

視点4 若者の意見の尊重と施策への反映

若者の意見をしっかりと聞き、それらを尊重するとともに、市の施策に反映させていきます。

3 施策体系

基本理念	基本的な視点	施策	主な取組
若者が社会の一員として、多様な価値観や個性が尊重され、安心して自らの未来を描けるまちの実現	若者の権利の保障と最善の利益	施策1 ライフプラン形成と実現に向けた支援	(1)ライフデザイン形成支援 (2)プレコンセプションケア促進 (3)若手IT人材育成事業 (4)高校生アントレセミナー (5)男女共同参画セミナー (6)男女共同参画センター講座 (7)学生等を対象とする意識啓発 (8)結婚を希望する若者への支援 (長野地域連携中枢都市圏)
	若者のウェルビーイングの向上	施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進	(1)若者の居場所づくり (2)ながの若者チャレンジ応援事業 (3)ながのまちづくり活動支援事業 (4)奨学資金貸付事業 (5)生活困窮者学習支援事業 (6)シニアリーダーズクラブ (7)青少年錬成センター管理運営事業 (8)公民館・交流センターにおける成人学校・教養講座 (9)成人式（成人祝賀式）
	若者の多様な価値観や考え方の尊重	施策3 就労への支援	(1)長野地域若者就職促進事業 (2)スタートアップ起業支援事業 (3)創業支援事業 (4)スタートアップ支援補助金 (5)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発等 (6)職業相談
	若者の意見の尊重と施策への反映	施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援	(1)こども総合支援センター「あのえっと」 (2)民生委員・児童委員による活動 (3)ひきこもり支援事業 (4)重層的支援体制整備事業 (5)若者ケアラー支援 (6)生活困窮者自立相談支援事業 (7)若者の自殺予防やこころの健康に関する講座等
		施策5 関係機関との連携や情報発信	(1)関係機関との連携・包括的な体制整備 (2)情報発信

第4章 施策の展開

施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援

【施策の方針】

若者が明るい未来をイメージしてライフデザインができるよう、参考となる情報や将来を考える機会を提供するとともに、それぞれの希望の実現に向かって歩みを進められるように支援します。

【成果指標】

指標	基準値（R7）	目標（R10）
ライフプランについて考えたことがある若者の割合	62.9%	割合の増加

【主な取組】

（1）ライフデザイン形成支援【移住推進課】

若者が希望をもって将来のライフデザインを描くことができるよう、若者のライフデザイン形成を支援します。

（2）プレコンセプションケア促進【健康課】

性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を身に付け、ライフデザインや将来の健康を考えて健康管理をするプレコンセプションケアを促進します。

（3）若手IT人材育成事業【商工労働課】

IT人材の裾野拡大に向け、市内企業が提供する課題解決の体験を通じて、ITツールなどを利用しながら課題解決の実践力を向上するとともに、市内企業や社会を知る機会を提供します。

（4）高校生アントレセミナー【イノベーション推進課】

高校生が身近な課題を自分事として認識し、解決策を自ら導き出す経験をすることで、論理的思考力・情報収集・分析力、判断力、コミュニケーション力といったアントレプレナーシップ（起業家精神）を身に付けることができるプログラムを提供します。

(5) 男女共同参画セミナー【人権・男女共同参画課】

学生等の男女共同参画に関する意識の醸成のため、高等教育機関からの依頼に応じて、男女共同参画に関するセミナーの開催を支援します。

また、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの促進等のため、各事業所からの依頼に応じ、男女共同参画に関するセミナーの開催を支援します。

(6) 男女共同参画センター講座【人権・男女共同参画課】

男女共同参画に関する意識の醸成のため、男女共同参画センターにおいて、女性の活躍や男性の家庭生活参画等のあらゆる分野の講座を開催します。

(7) 学生等を対象とする意識啓発【人権・男女共同参画課】

学生等の男女共同参画に関する意識の醸成のため、市内在住・在学の学生等を対象に、女性活躍・男女共同参画に関するセミナー等を開催します。

(8) 結婚を希望する若者への支援（長野地域連携中枢都市圏）【移住推進課】

長野地域連携中枢都市圏（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）の多様な地域・観光資源等を活用し、結婚を希望する若者の出会いの機会が拡大する効果的な取組を実施します。

施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進

【施策の方針】

経済状況等にかかわらず修学できる機会を提供するとともに、若者が自分に合った居場所を見つけ、多様な学びや体験、交流を通じて、地域や人とのつながりが持てるように支援します。

また、様々な場面において、若者の主体的な行動や地域社会への参画を促進します。

【成果指標】

指標	基準値（R7）	目標（R10）
地域や行政において、若者の意見が尊重されていると思う若者の割合	地域 17.1% 行政 12.3%	割合の増加

【主な取組】

（１）若者の居場所づくり【こども政策課】

若者の居場所の状況やニーズに関する調査を実施し、若者の求める効果的な居場所づくりにつなげます。

（２）ながの若者チャレンジ応援事業【企画課】

若者の自主的な活動のきっかけとなるよう、まちづくり活動に参画する機会（ながの地域まるごとキャンパス）や自由に集まり活動できる拠点（ながの若者スクエアふらっとり）を提供し、若者が地域や人とのつながりを通じて、主体性や自己肯定感を育めるように支援します。

（３）ながのまちづくり活動支援事業【地域活動支援課】

学生のまちづくり活動への参画を促進し、学生が有する柔軟な発想力や行動力を地域の活性化や魅力向上に生かすため、学生自らが発案・企画して自主的に取り組むまちづくり活動や地域団体等と連携・協働して主体的に取り組むまちづくり活動を資金面で支援します。

（４）奨学資金貸付事業【教育委員会総務課】

経済的な理由で高等学校等での修学が困難な学生を支援するため、基金の運用益等を奨学資金として無利子で貸し付け、育英事業を効果的に推進します。

(5) 生活困窮者学習支援事業【生活支援課】

家庭への講師派遣や学習場所の提供により、基礎学力の向上のための学習支援をし、高等学校等への進学・卒業や子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。

(6) シニアリーダーズクラブ【家庭・地域学びの課】

高校生がメンバーとなり、小・中学生等を対象とした研修会・体験活動・キャンプ等を主体的に企画・運営するシニアリーダーズクラブでの活動を通して、参加者の成長だけでなく、自己の成長と指導者（リーダー）としての資質向上を目指します。

(7) 青少年錬成センター管理運営事業【家庭・地域学びの課】

青少年錬成センターにおいて、高校生以下の青少年の心身の健全な育成を目的とする社会教育団体等に対し、自然体験、野外活動、宿泊体験、スポーツ・文化活動合宿等の場を提供します。

(8) 公民館・交流センターにおける成人学校・教養講座【家庭・地域学びの課】

市内在住または在勤の18歳以上の学習意欲のある人を対象として、主に学芸・文化・教育に関する学習の場と人とのつながりの場を提供します。

(9) 成人式（成人祝賀式）【家庭・地域学びの課】

大人になった若者を地域全体で祝い励まし、地域社会の温かさを感じてもらうとともに、参会者全員がふるさとを誇り、地域社会を構築する一員であることを感得しあう式典を開催します。

施策3 就労への支援

【施策の方針】

若者が経済的に自立し、将来に見通しを持つことができるよう、就職に関する情報や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、起業への支援をします。

また、それぞれの価値観に沿った柔軟で多様な働き方ができる環境づくりを促進します。

【成果指標】

指標	基準値（R7）	目標（R10）
現在の仕事に満足している若者の割合	55.4%	割合の増加

【主な取組】

（１）長野地域若者就職促進事業【商工労働課】

長野地域の企業情報等を検索できる就職情報サイト「おしごとながの」を運営し、長野地域での就職希望者と長野地域企業とのマッチングの機会を提供します。

また、主に都市部に進学した学生や長野地域出身の若手社会人を対象に、Ｕターン就職や移住、定住の機運を高める機会を提供します。

（２）スタートアップ起業支援事業【イノベーション推進課】

起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのイベント等を実施するとともに、事業構想から起業、成長に至るまで、一貫して支援します。

（３）創業支援事業【イノベーション推進課】

市内の創業機運の醸成や実践的な知識を身に付けた創業者の育成のための実践起業塾を開催するほか、創業者の情報発信を通じて、創業機運を醸成するとともに、創業者の育成や成長に結びつく支援をします。

（４）スタートアップ支援補助金【イノベーション推進課】

市内にスタートアップを集積することにより、新規事業（革新的な技術またはアイデアに基づく新たな事業）の創出や経済の活性化につなげるため、スタートアップに対して予算の範囲内で補助金を交付します。

(5) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発等【こども政策課、商工労働課、人権・男女共同参画課】

経済団体等との連携による事業主の意識啓発のための仕事と子育ての両立に関するセミナーや仕事と家庭の両立に関心がある女性などを対象としたセミナーを開催します。

また、男女共同参画優良事業者表彰において、性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用、女性も男性も働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を表彰します。

(6) 職業相談【商工労働課】

産業カウンセラーやキャリアコンサルタントが、就職の迷い、転職の不安や職場の悩みなど、様々な仕事に関する相談に対して助言や指導をするほか、ハローワークと連携し、求人情報を提供します。

施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援

【施策の方針】

若者やその家族が気軽に相談できる場を提供するとともに、個々の課題や不安、困りごとに寄り添い、課題解決に向け、関係機関や専門機関と連携して包括的に支援します。

【成果指標】

指標	基準値（R7）	目標（R10）
社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき、家族や知り合い以外、誰にも相談したくないと思う若者の割合	7.6%	割合の減少

【主な取組】

（１） こども総合支援センター「あのえっと」【こども総合支援センター】

教育、発達、心理関係の専門の相談員が子ども・若者に関わる様々な相談に応じるとともに、相談の内容に応じて関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

（２） 民生委員・児童委員による活動【福祉政策課】

同じ地域で生活する住民の一員として地域住民の様々な生活上の困りごとや心配ごとなどの相談に応じるとともに、専門機関等につなぐ役割を担う民生委員・児童委員による活動を促進します。

（３） ひきこもり支援事業【福祉政策課】

自立相談支援機関におけるアウトリーチ等を充実し、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けた、より丁寧な支援ができる体制を強化します。

（４） 重層的支援体制整備事業【福祉政策課】

福祉に関することで、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯がいずれの支援機関に相談しても関係する複数の機関から適切な支援が受けられる体制を整備します。

（５） 若者ケアラー支援【子育て家庭福祉課】

ヤングケアラーコーディネーターが若者ケアラー等からの相談を受け、適切な支援につなげるとともに、必要に応じて家事支援等のサポートをします。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業【生活支援課】

生活困窮者等からの相談に応じ、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整をするとともに、包括的かつ計画的に様々な支援をすることにより、生活困窮者の自立を促進します。

(7) 若者の自殺予防やこころの健康に関する講座等【健康課】

大学生のファシリテーター（ピアサポーター）が講師となる若者向けゲートキーパー養成講座やファシリテーター養成講座を開催するほか、出前講座等において健康課の保健師がこころの健康について啓発するとともに、学生向けにストレスの対処法等に関する情報や相談窓口を紹介するリーフレットを配布します。

施策5 関係機関との連携や情報発信

【施策の方針】

若者が適切な支援先につながれるよう、関係機関と連携し、それぞれの強みや専門性、ネットワークなどを生かした包括的な体制を整備するとともに、支援を必要とする若者やその家族に情報が届くよう、SNSやウェブサイト、広報誌など、様々な機会や媒体を通じて、積極的かつ継続的に情報発信をします。

【成果指標】

指標	基準値（R7）	目標（R10）
市が若者向けに発信する情報が役に立つと思う若者の割合	—	—

【主な取組】

（１） 関係機関との連携・包括的な体制整備【こども政策課、こども総合支援センター】

若者への支援に取り組む関係機関と連携した包括的な体制を整備するとともに、それぞれの団体の取組状況や課題、ニーズについての情報を共有し、取組の強化につなげます。

（２） 情報発信【こども政策課】

支援を必要とする若者やその家族に情報が届くよう、SNSやウェブサイト、広報誌など、様々な機会や媒体を通じ、当事者にとって分かりやすい形で情報発信をします。

第5章 計画の進捗管理

進捗管理に当たっては、庁内関係所属で組織される長野市こども計画策定委員会においてそれぞれの取組の実施状況の確認や施策の推進について協議するとともに、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において取組の実施状況を点検、評価して結果を公表し、これらを施策や取組の改善等につなげます。

また、計画期間中に起こりうる若者に係る新たな社会的な課題に対しても、長野市こども計画策定委員会の関係部局において取組の拡充や新たな取組の検討をし、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を踏まえながら、課題解決に向けた取組を推進します。

【進捗管理のイメージ】

施策ごとに指標を設定し、施策の効果や成果、取組の実施状況を確認

- ◆成果指標（アウトカム）：施策の効果や成果を測定する
- ◆活動指標（アウトプット）：取組の取組状況を確認する

【成果指標と活動指標の例】

施策1 ライフプラン形成と実現に向けた支援

成果指標（計画の最終年度の1年前に調査を実施）

ライフプランについて考えたことがある若者の割合	
基準値（R7）	目標（R10）
62.9%	割合の増加

活動指標（毎年度の参加者数を確認）

ライフデザイン形成支援への参加者数					
（R6）	（R7）	（R8）	（R9）	（R10）	（R11）
29人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人



※活動指標を用いて毎年度の取組の実施状況を点検・評価することで施策や取組の改善等につなげるとともに、計画の最終年度に向けては若者の実態把握調査を実施し、成果指標に基づき施策の効果や成果を確認する。



【成果指標一覧】

施 策	内 容	基準値 (R7)	目標 (R10)
1 ライフプラン形成と 実現に向けた支援	ライフプランについて考えたことがある若者の割合	62.9%	割合の 増加
2 学ぶ機会や居場所の 確保・充実と社会参画の 促進	地域や行政において、若者の意見が 尊重されていると思う若者の割合	地域 17.1% 行政 12.3%	割合の 増加
3 就労への支援	現在の仕事に満足している若者の割合	55.4%	割合の 増加
4 若者やその家族のため の相談体制の充実と課題 解決に向けた支援	社会生活や日常生活を円滑に送ることが できない状態となったとき、家族や 知り合い以外、誰にも相談したくない と思う若者の割合	7.6%	割合の 減少
5 関係機関との連携や 情報発信	市が若者向けに発信する情報が役に 立つと思う若者の割合	—	—